

議案第18号

大津市吏員退隠料、遺族扶助料、退職給与金、死亡給与金条例等を廃止する条例の
制定について

平成31年2月15日提出

大津市長 越 直 美

大津市吏員退隠料、遺族扶助料、退職給与金、死亡給与金条例等を廃止する条例
次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 大津市吏員退隠料、遺族扶助料、退職給与金、死亡給与金条例（昭和8年条例第9号）
- (2) 大津市吏員退隠料、遺族扶助料臨時特例条例（昭和24年条例第5号）
- (3) 昭和23年6月30日以前に給与事由の生じた退隠料、遺族扶助料の特別措置に関する条
例（昭和27年条例第26号）
- (4) 大津市常備人退隠料、遺族扶助料、退職給与金、死亡給与金支給条例（昭和30年条例第
7号）
- (5) 昭和23年6月30日以前に給与事由の生じた退隠料および扶助料の年額の改定に関す
る条例（昭和31年条例第31号）
- (6) 昭和28年12月31日以前に給与事由の生じた退隠料および扶助料の年額の改定に関
する条例（昭和33年条例第23号）
- (7) 平成元年4月分から同年7月分までの遺族扶助料に係る加算の年額等の特例に関する条
例（平成2年条例第2号）

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の大津市吏員退隠料、遺族扶助料、退職給与
金、死亡給与金条例又は大津市常備人退隠料、遺族扶助料、退職給与金、死亡給与金支給条例

の規定による退隠料、通算退職年金、扶助料、退職給与金、返還一時金、死亡給与金又は死亡一時金の支給を受ける権利を有する者については、本則各号に掲げる条例の規定は、なおその効力を有する。

議案第19号

大津市道路占用料条例等の一部を改正する条例の制定について

平成31年2月15日提出

大津市長 越 直 美

大津市道路占用料条例等の一部を改正する条例

(大津市道路占用料条例の一部改正)

第1条 大津市道路占用料条例(昭和28年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(大津市水道事業給水条例の一部改正)

第2条 大津市水道事業給水条例(昭和33年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「100分の8」を「100分の10」に改める。

第31条第1項の表中「1,090.80円」を「1,111.00円」に、「2,170.80円」を「2,211.00円」に、「7,290.00円」を「7,425.00円」に、「14,828.40円」を「15,103.00円」に、「38,761.20円」を「39,479.00円」に、「86,432.40円」を「88,033.00円」に、「233,517.60円」を「237,842.00円」に、「491,788.80円」を「500,896.00円」に、「5.40円」を「5.50円」に、「157.68円」を「160.60円」に、「182.52円」を「185.90円」に、「206.28円」を「210.10円」に、「231.12円」を「235.40円」に、「255.96円」を「260.70円」に、「6,285.60円」を「6,402.00円」に、「68.04円」を「69.30円」に改める。

(大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和34年条例第2号)の一部を

次のように改正する。

別表第1項の表中「5, 180円」を「5, 280円」に、「9, 880円」を「10, 060円」に、「20, 240円」を「20, 620円」に、「2, 100円」を「2, 140円」に、「4, 050円」を「4, 120円」に、「8, 250円」を「8, 400円」に、「1, 450円」を「1, 480円」に、「2, 750円」を「2, 800円」に、「5, 650円」を「5, 760円」に、「7, 770円」を「7, 920円」に、「14, 820円」を「15, 090円」に、「30, 360円」を「30, 930円」に、「3, 150円」を「3, 210円」に、「6, 070円」を「6, 180円」に、「12, 370円」を「12, 600円」に、「2, 180円」を「2, 220円」に、「4, 130円」を「4, 200円」に、「8, 490円」を「8, 640円」に改める。

(大津市雄琴温泉供給条例の一部改正)

第4条 大津市雄琴温泉供給条例(昭和34年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第13条第2項中「納付書の発行後10日以内」を「市長が指定する日まで」に改める。

(大津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 大津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例(昭和42年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第6条の表中「1, 080円」を「1, 100円」に、「1, 620円」を「1, 650円」に、「3, 240円」を「3, 300円」に改める。

(大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例(昭和42年条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表中「2, 840」を「2, 890」に、「3, 540」を「3, 610」に、「1, 150」を「1, 170」に、「1, 440」を「1, 460」に、「520」を「530」に、「650」を「670」に、「730」を「740」に、「910」を「930」に、「1, 990」を「2, 030」に、「2, 490」を「2, 540」に、「320」を「330」に、「400」を「410」に、「3, 670」を「3, 740」に、「4, 590」を「4, 670」に改める。

(大津市下水道条例の一部改正)

第7条 大津市下水道条例（昭和43年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表中「973.08円」を「991.10円」に、「158.76円」を「161.70円」に、「168.48円」を「171.60円」に、「234.36円」を「238.70円」に、「287.28円」を「292.60円」に、「334.80円」を「341.00円」に、「410.40円」を「418.00円」に、「438.48円」を「446.60円」に、「448.20円」を「456.50円」に、「35.64円」を「36.30円」に改める。

（大津市行政財産使用料条例の一部改正）

第8条 大津市行政財産使用料条例（昭和46年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の2中「100分の108」を「100分の110」に改める。

（大津市民会館条例の一部改正）

第9条 大津市民会館条例（昭和49年条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「22,350」を「22,770」に、「31,050」を「31,620」に、「43,470」を「44,270」に、「86,940」を「88,550」に、「40,980」を「41,740」に、「62,100」を「63,250」に、「111,780」を「113,850」に、「4,960」を「5,060」に、「7,450」を「7,590」に、「9,930」を「10,120」に、「18,630」を「18,970」に、「6,210」を「6,320」に、「12,420」を「12,650」に、「23,590」を「24,030」に、「2,160」を「2,200」に、「3,240」を「3,300」に、「4,320」を「4,400」に、「8,640」を「8,800」に、「5,400」を「5,500」に、「10,800」を「11,000」に改める。

（大津市大谷乗馬場条例の一部改正）

第10条 大津市大谷乗馬場条例（昭和52年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「970」を「990」に、「640」を「660」に、「1,290」を「1,320」に、「860」を「880」に、「2,160」を「2,200」に、「1,400」を「1,430」に改め、同項第2号中「1,080円」を「1,100円」に改める。

（大津市ガス供給条例の一部改正）

第11条 大津市ガス供給条例（昭和52年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第18号中「100分の8」を「100分の10」に改める。

別表第2中、「825.96円」を「842.29円」に、「190.29円」を「193.82円」に、「1,249.32円」を「1,273.48円」に、「169.12円」を「172.26円」に、「1,378.92円」を「1,405.48円」に、「166.53円」を「169.62円」に、「1,514.69円」を「1,543.76円」に、「165.18円」を「168.24円」に、「2,292.29円」を「2,335.76円」に、「161.29円」を「164.28円」に、「3,576.96円」を「3,643.20円」に、「158.72円」を「161.66円」に改める。

別表第3中「689.14円」を「701.91円」に、「158.58円」を「161.52円」に、「1,041.94円」を「1,061.23円」に、「140.94円」を「143.55円」に、「1,149.94円」を「1,171.23円」に、「138.78円」を「141.35円」に、「1,263.08円」を「1,286.47円」に、「137.65円」を「140.20円」に、「1,911.08円」を「1,946.47円」に、「134.41円」を「136.90円」に、「2,980.80円」を「3,036.00円」に、「132.27円」を「134.72円」に改める。

(大津市自転車駐車場条例の一部改正)

第12条 大津市自転車駐車場条例(昭和54年条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表中「100円」を「110円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「3,080円」を「3,140円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「210円」を「220円」に、「2,440円」を「2,480円」に、「6,910円」を「7,040円」に、「3,050円」を「3,110円」に、「8,640円」を「8,800円」に改める。

(大津市漁港等管理条例の一部改正)

第13条 大津市漁港等管理条例(昭和55年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「別表」を「別表第2項」に、「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第1項の表中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(大津市勤労福祉センター条例の一部改正)

第14条 大津市勤労福祉センター条例(昭和60年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表を次のように改める。

使用者の区分	使用時間 室名	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
		円	円	円	円
市民等（市内に住所又は勤務場所を有する者（法人等にあっては、市内に事務所又は事業所を有するもの）をいう。以下同じ。）	大ホール	3,550	3,550	4,730	10,650
	会議室1	2,200	2,200	3,300	6,600
	会議室2	1,640	1,640	2,200	4,940
	会議室3	870	870	1,310	2,630
	研修室1	1,640	1,640	2,200	4,940
	研修室2	1,310	1,310	1,750	3,940
	小会議室	550	550	820	1,650
市民等以外の者	大ホール	5,320	5,320	7,100	15,980
	会議室1	3,300	3,300	4,950	9,900
	会議室2	2,460	2,460	3,300	7,410
	会議室3	1,310	1,310	1,960	3,950
	研修室1	2,460	2,460	3,300	7,410
	研修室2	1,960	1,960	2,630	5,910
	小会議室	820	820	1,230	2,470

別表第2項の表を次のように改める。

使用者の区分	使用時間 室名	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
		円	円	円	円
市民等	軽スポーツ室	2,050	2,050	2,750	6,180
	工芸室	1,100	1,100	1,640	3,300
	集会室	1,300	1,300	1,740	3,920
	多目的室	2,050	2,050	2,750	6,180
	講座室	1,100	1,100	1,640	3,300
	視聴覚室	1,210	1,210	1,630	3,660
	調理実習室	2,200	2,200	3,300	6,600
	和室1	680	680	1,010	2,040
	和室2	380	380	580	1,160
市民等以外の者	軽スポーツ室	3,080	3,080	4,120	9,270
	工芸室	1,650	1,650	2,460	4,950
	集会室	1,950	1,950	2,610	5,880

多目的室	3,080	3,080	4,120	9,270
講座室	1,650	1,650	2,460	4,950
視聴覚室	1,820	1,820	2,440	5,500
調理実習室	3,300	3,300	4,950	9,900
和室1	1,020	1,020	1,520	3,060
和室2	580	580	870	1,750

別表第3項第1号の表中「2,010」を「2,050」に、「1,620」を「1,650」に、「3,020」を「3,080」に、「2,430」を「2,470」に改め、同号の表備考第4項中「2,010円」を「2,050円」に、「3,020円」を「3,080円」に改め、別表第3項第2号中「120円」を「130円」に改める。

(大津市立森林キャンプ村条例の一部改正)

第15条 大津市立森林キャンプ村条例(昭和62年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「310円」を「320円」に改める。

別表中「3,770円」を「3,840円」に、「7,560円」を「7,700円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「3,240円」を「3,300円」に改め、同表備考第2項中「530円」を「540円」に改め、同備考第3項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(大津市公設地方卸売市場条例の一部改正)

第16条 大津市公設地方卸売市場条例(昭和63年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第56条第1項及び別表第1中「100分の8」を「100分の10」に改める。

別表第2中「1,620円」を「1,650円」に、「540円」を「550円」に改める。

(大津市総合保健センター条例の一部改正)

第17条 大津市総合保健センター条例(昭和63年条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「6,480」を「6,600」に、「12,960」を「13,200」に、「320」を「330」に、「640」を「660」に、「3,240」を「3,300」に、「1,080」を「1,100」に改める。

(大津市歴史博物館条例の一部改正)

第18条 大津市歴史博物館条例(平成2年条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「120円」を「130円」に、「320円」を「330円」に、「250円」を「260円」に改める。

別表第2中「6,480円」を「6,600円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「2,160円」を「2,200円」に改める。

別表第3中「31,540円」を「32,130円」に、「47,320円」を「48,190円」に、「15,030円」を「15,310円」に、「22,550円」を「22,960円」に改める。

(大津市生涯学習センター条例の一部改正)

第19条 大津市生涯学習センター条例(平成4年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表を次のように改める。

使用区分 室名	市民			市民以外の者		
	午前9時から午後0時50分まで	午後1時から午後4時50分まで	午後5時から午後8時50分まで	午前9時から午後0時50分まで	午後1時から午後4時50分まで	午後5時から午後8時50分まで
ホール	13,540円	13,540円	13,540円	20,310円	20,310円	20,310円
和室(1)	1,120円	1,120円	1,120円	1,680円	1,680円	1,680円
和室(2)	610円	610円	610円	920円	920円	920円
調理実習室	1,410円	1,410円	1,410円	2,120円	2,120円	2,120円
ギャラリー	1,540円	1,540円	1,540円	2,310円	2,310円	2,310円
201学習室	1,370円	1,370円	1,370円	2,060円	2,060円	2,060円
レクリエーション室	3,050円	3,050円	3,050円	4,570円	4,570円	4,570円
301学習室	800円	800円	800円	1,210円	1,210円	1,210円
302学習室	800円	800円	800円	1,210円	1,210円	1,210円
303学習室	1,340円	1,340円	1,340円	2,010円	2,010円	2,010円
美術工芸室	2,600円	2,600円	2,600円	3,900円	3,900円	3,900円
音楽室(1)	1,760円	1,760円	1,760円	2,640円	2,640円	2,640円

音楽室(2)	600 円	600 円	600 円	910 円	910 円	910 円
工作室	2,830 円	2,830 円	2,830 円	4,250 円	4,250 円	4,250 円
視聴覚室	3,010 円	3,010 円	3,010 円	4,520 円	4,520 円	4,520 円
401 学習室	1,140 円	1,140 円	1,140 円	1,720 円	1,720 円	1,720 円

(大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第20条 大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例(平成5年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「120円」を「130円」に、「210円」を「220円」に、「320円」を「330円」に、「250円」を「260円」に改める。

別表第2中「7,340円」を「7,480円」に、「10,580円」を「10,780円」に改める。

(大津市伊香立環境交流館条例の一部改正)

第21条 大津市伊香立環境交流館条例(平成5年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表中「3,670円」を「3,740円」に、「1,150円」を「1,170円」に、「520円」を「530円」に改める。

(大津市北部地域文化センター条例の一部改正)

第22条 大津市北部地域文化センター条例(平成5年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「13,300円」を「13,540円」に、「1,170円」を「1,190円」に、「19,950円」を「20,310円」に、「1,760円」を「1,790円」に改める。

(大津市営霊園条例の一部改正)

第23条 大津市営霊園条例(平成5年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第11条中「3,150円」を「3,210円」に改める。

(大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例の一部改正)

第24条 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例(平成6年条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「350円」に、「600円」を「700円」に、「1,200円」を

「1,400円」に、「2,400円」を「2,800円」に、「4,200円」を「4,550円」に、「3,000円」を「3,150円」に、「5,100円」を「5,250円」に改め、同表備考第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(大津市創作展示館条例の一部改正)

第25条 大津市創作展示館条例(平成7年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「120円」を「130円」に、「320円」を「330円」に、「250円」を「260円」に改める。

別表第2第1項の表中「4,300円」を「4,380円」に、「6,450円」を「6,570円」に改め、別表第2第2項第1号中「1,600円」を「1,630円」に改め、同項第2号中「2,400円」を「2,440円」に改める。

(大津市伝統芸能会館条例の一部改正)

第26条 大津市伝統芸能会館条例(平成7年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「6,290円」を「6,410円」に、「9,440円」を「9,610円」に、「520円」を「530円」に、「790円」を「800円」に、「320円」を「330円」に、「480円」を「490円」に改める。

(大津市斎場条例の一部改正)

第27条 大津市斎場条例(平成7年条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「2,610」を「2,650」に、「15,730」を「16,020」に改める。

別表第2第1項の表中「2,610」を「2,650」に、「15,730」を「16,020」に、「1,560」を「1,580」に、「3,140」を「3,190」に、「9,430」を「9,600」に、「930」を「940」に、「1,890」を「1,920」に、「97,200」を「99,000」に、「145,800」を「148,500」に、「64,800」を「66,000」に改め、別表第2第2項の表中「4,320」を「4,400」に、「15,120」を「15,400」に、「5,400」を「5,500」に、「18,900」を「19,250」に、「7,560」を「7,700」に、「26,460」を「26,950」に、「9,720」を「9,900」に、「34,020」を「34,650」に、「8,640」を「8,800」に、「22,460」を「22,870」に、「10,800」を「11,000」に、「28,080」を

「28,600」に、「12,960」を「13,200」に、「33,690」を「34,310」に、「39,310」を「40,030」に改める。

(大津市埋蔵文化財調査センター条例の一部改正)

第28条 大津市埋蔵文化財調査センター条例(平成7年条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表中「6,480円」を「6,600円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「2,160円」を「2,200円」に改める。

(道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部改正)

第29条 道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例(平成8年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「20,960円」を「21,340円」に改め、同条第4項中「15,420円」を「15,710円」に改め、同条第5項中「8,000円」を「8,140円」に改める。

(大津市ふれあいプラザ条例の一部改正)

第30条 大津市ふれあいプラザ条例(平成9年条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表中「4,240円」を「4,320円」に、「5,300円」を「5,400円」に、「6,360円」を「6,480円」に、「7,960円」を「8,100円」に、「1,560円」を「1,590円」に、「1,960円」を「1,990円」に、「2,350円」を「2,390円」に、「2,940円」を「2,990円」に、「3,020円」を「3,080円」に、「3,780円」を「3,850円」に、「4,540円」を「4,620円」に、「5,670円」を「5,780円」に、「1,670円」を「1,710円」に、「2,090円」を「2,130円」に、「2,510円」を「2,560円」に、「3,140円」を「3,200円」に、「730円」を「750円」に、「920円」を「940円」に、「1,100円」を「1,120円」に、「1,380円」を「1,410円」に、「680円」を「690円」に、「850円」を「870円」に、「1,030円」を「1,040円」に、「1,280円」を「1,310円」に改める。

(大津市自動車駐車場条例の一部改正)

第31条 大津市自動車駐車場条例(平成9年条例第42号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「15,420円」を「15,710円」に改め、同条第5項中「8,000円」を「8,140円」に改める。

別表中「7,560円」を「7,700円」に、「20,960円」を「21,340円」に、「15,940円」を「16,230円」に、「12,960円」を「13,200円」に改める。

(大津市浜大津公共広場条例の一部改正)

第32条 大津市浜大津公共広場条例(平成9年条例第43号)の一部を次のように改正する。

別表備考第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(大津市スカイプラザ浜大津条例の一部改正)

第33条 大津市スカイプラザ浜大津条例(平成10年条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,310円」を「1,340円」に、「1,970円」を「2,010円」に、「770円」を「790円」に、「1,160円」を「1,180円」に、「400円」を「410円」に、「200円」を「210円」に改める。

(大津市準用河川占用料条例の一部改正)

第34条 大津市準用河川占用料条例(平成12年条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までの規定中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(大津市スポーツハウス・リバーヒル大石条例の一部改正)

第35条 大津市スポーツハウス・リバーヒル大石条例(平成13年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1項中「100分の108」を「100分の110」に改め、同表第2項中「100分の108」を「100分の110」に改め、同項の表備考第2項中「2,160円」を「2,200円」に改め、別表第3項の表中「210円」を「220円」に、「320円」を「330円」に、「430円」を「440円」に改め、別表第4項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(大津市滋賀里コミュニティセンター条例の一部改正)

第36条 大津市滋賀里コミュニティセンター条例(平成14年条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,150円」を「1,170円」に、「1,440円」を「1,460円」に、「520円」を「530円」に、「650円」を「670円」に、「320円」を「330円」

に、「400円」を「410円」に改める。

(大津市仰木太鼓会館条例の一部改正)

第37条 大津市仰木太鼓会館条例(平成15年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表中「3,670円」を「3,740円」に、「4,590円」を「4,670円」に、「520円」を「530円」に、「650円」を「670円」に改める。

(大津市液化石油ガス供給条例の一部改正)

第38条 大津市液化石油ガス供給条例(平成16年条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「100分の8」を「100分の10」に改める。

別表第2の表中「776.52」を「790.90」に、「35.535」を「36.193」に、「5,566.05」を「5,676.95」に、「24.951」を「25.413」に改める。

(大津市子育て総合支援センター条例の一部改正)

第39条 大津市子育て総合支援センター条例(平成17年条例第70号)の一部を次のように改正する。

別表会議研修室の項中「200円」を「210円」に改め、同表くつきんぐランドの項中「350円」を「360円」に改め、同表すくすくランドの項中「150円」を「160円」に改める。

(大津市市民活動センター条例の一部改正)

第40条 大津市市民活動センター条例(平成17年条例第91号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表大会議室の項中「260円」を「270円」に改め、別表第1項の表小会議室の項中「160円」を「170円」に改め、別表第2項中「5,160円」を「5,260円」に改める。

(大津市木戸コミュニティセンター条例の一部改正)

第41条 大津市木戸コミュニティセンター条例(平成17年条例第92号)の一部を次のように改正する。

別表中「2,840円」を「2,890円」に、「3,540円」を「3,610円」に、「520円」を「530円」に、「650円」を「670円」に改める。

(大津市温泉保養交流施設条例の一部改正)

第42条 大津市温泉保養交流施設条例（平成17年条例第96号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「610円」を「620円」に、「6,100円」を「6,200円」に改め、別表第2項の表中「210円」を「220円」に改め、別表第3項の表中「310円」を「320円」に改め、別表第4項の表中「210円」を「220円」に改める。

（大津市公共棧橋条例の一部改正）

第43条 大津市公共棧橋条例（平成17年条例第97号）の一部を次のように改正する。

別表中「210」を「220」に、「510」を「520」に、「670」を「690」に、「1,080」を「1,100」に、「1,830」を「1,860」に、「2,580」を「2,630」に改める。

（大津市和邇文化センター条例の一部改正）

第44条 大津市和邇文化センター条例（平成17年条例第99号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「13,300円」を「13,540円」に、「1,030円」を「1,050円」に、「1,300円」を「1,320円」に、「19,950円」を「20,310円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「1,950円」を「1,980円」に改める。

（大津市立野外活動施設条例の一部改正）

第45条 大津市立野外活動施設条例（平成17年条例第100号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「210円」を「220円」に、「320円」を「330円」に、「100円」を「110円」に、「540円」を「550円」に改め、別表第2項の表中「710円」を「720円」に、「1,420円」を「1,450円」に、「2,260円」を「2,300円」に、「1,070円」を「1,090円」に、「2,140円」を「2,180円」に、「3,390円」を「3,450円」に改め、同項の表備考第2項中「360円」を「370円」に、「540円」を「550円」に、「460円」を「470円」に、「700円」を「710円」に改め、別表第3項の表中「1,420円」を「1,450円」に、「1,900円」を「1,940円」に、「2,140円」を「2,180円」に、「2,850円」を「2,910円」に改め、別表第4項第1号の表中「1,880円」を「1,910円」に、「3,060円」を「3,120円」に、「3,780円」を

「3,850円」に、「6,130円」を「6,240円」に、「12,960円」を「13,200円」に、「19,950円」を「20,320円」に、「7,530円」を「7,670円」に、「11,620円」を「11,830円」に、「18,820円」を「19,170円」に、「30,650円」を「31,210円」に、「37,850円」を「38,550円」に、「61,300円」を「62,430円」に改め、同項第2号の表中「460円」を「470円」に、「690円」を「710円」に、「1,050円」を「1,070円」に、「1,040円」を「1,060円」に、「1,590円」を「1,620円」に、「920円」を「940円」に、「1,390円」を「1,420円」に、「2,110円」を「2,150円」に改める。

(大津市港湾の管理に関する条例の一部改正)

第46条 大津市港湾の管理に関する条例(平成20年条例第54号)の一部を次のように改正する。

別表中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(大津市旧大津公会堂条例の一部改正)

第47条 大津市旧大津公会堂条例(平成21年条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,050円」を「1,070円」に、「340円」を「350円」に改める。

(大津市ふれあいセンター条例の一部改正)

第48条 大津市ふれあいセンター条例(平成23年条例第51号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「210円」を「220円」に改める。

別表第1号の表中「520円」を「530円」に改め、別表第2号の表中「3,670」を「3,740」に、「1,150」を「1,170」に、「730」を「740」に、「320」を「330」に、「520」を「530」に改め、別表第3号の表中「1,150」を「1,170」に、「320」を「330」に、「520」を「530」に改め、別表第4号の表中「1,990」を「2,030」に、「320」を「330」に、「520」を「530」に改め、別表第5号の表中「1,990」を「2,030」に、「520」を「530」に、「730」を「740」に改める。

(大津市リサイクルセンター木戸設置条例の一部改正)

第49条 大津市リサイクルセンター木戸設置条例(平成25年条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表中「3,450円」を「3,520円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

(大津市まちなか交流館条例の一部改正)

第50条 大津市まちなか交流館条例(平成27年条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表中「970円」を「990円」に、「1,450円」を「1,480円」に、「1,290円」を「1,320円」に、「1,940円」を「1,980円」に、「640円」を「660円」に改める。

(大津市大津祭曳山展示館条例の一部改正)

第51条 大津市大津祭曳山展示館条例(平成27年条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表中「2,180円」を「2,220円」に、「3,270円」を「3,330円」に、「2,900円」を「2,960円」に、「4,360円」を「4,440円」に改める。

(大津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例の一部改正)

第52条 大津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例(平成27年条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「5,140円」を「5,230円」に改める。

(大津市勤労福祉センター条例の一部を改正する条例の一部改正)

第53条 大津市勤労福祉センター条例の一部を改正する条例(平成29年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条中「540」を「550」に、「600」を「610」に、「810」を「820」に、「900」を「920」に、「1,620」を「1,650」に、「1,800」を「1,840」に、「1,210」を「1,230」に、「1,350」を「1,380」に、「2,430」を「2,470」に、「2,710」を「2,760」に、「2,010」を「2,050」に、「2,420」を「2,460」に、「2,700」を「2,750」に、「3,240」を「3,300」に、「6,060」を「6,180」に、「7,280」を「7,410」に、「2,140」を「2,180」に、「2,860」を「2,920」に、「6,440」を「6,560」に、「3,020」を「3,080」に、「3,630」を「3,700」に、「4,050」を「4,120」に、「4,860」を「4,950」に、「9,100」を「9,270」に、「10,920」を「11,120」に、「3,210」を「3,270」に、「4,300」を「4,380」に、「9,660」を「9,840」に、「1,940」を「1,980」に、「2,910」を「2,970」に、

「2,010円」を「2,050円」に、「2,420円」を「2,460円」に、
「3,020円」を「3,080円」に、「3,630円」を「3,700円」に、
「120円」を「130円」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第4条中大津市雄琴温泉供給条例第13条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(大津市道路占用料条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の大津市道路占用料条例第3条第2項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の占用の許可に係る占用料について適用し、施行日前の占用の許可に係る占用料については、なお従前の例による。

(大津市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の大津市水道事業給水条例(第3項において「新条例」という。)の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である水道の使用(以下この項において「特定継続供給に係る水道の使用」という。)にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分(以下この項において「経過措置適用部分」という。))の当該確定した料金(特定継続供給に係る水道の使用にあつては、当該確定した料金のうち経過措置適用部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

2 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

3 第2条の規定による改正前の大津市水道事業給水条例(以下この項において「旧条例」という。)第12条第1項、第21条第1項及び第2項並びに第22条に規定する工事又は修繕(以下この項において「工事等」という。)のうち、施行日以後に工事等が完成するもの又は水道の供給が開始されるものの使用者の負担金額の算定に当たっては、新条例の規定を適用する。ただし、平成31年4月1日前に契約が成立し、施行日以後に工事等が完成するものについては、旧条例の規定を適用する。この場合において、同月1日以後に契約の変更を行い増額とな

った契約金額については、新条例の規定を適用する。

(大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 第3条の規定による改正後の大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大津市雄琴温泉供給条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 第4条の規定による改正後の大津市雄琴温泉供給条例(第3項において「新条例」という。)第12条第2項の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している温泉の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に温泉使用料の支払を受ける権利が確定するもの(施行日以後初めて温泉使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である温泉の使用(以下この項において「特定継続供給に係る温泉の使用」という。)にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する温泉使用料を前回確定日(その直前の温泉使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて温泉使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分(以下この項において「経過措置適用部分」という。))の当該確定した温泉使用料(特定継続供給に係る温泉の使用にあつては、当該確定した温泉使用料のうち経過措置適用部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

2 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

3 新条例第12条第2項の規定(メーター使用料に係る部分に限る。)は、平成31年10月分以後の月分のメーター使用料について適用し、同年9月分以前の月分のメーター使用料については、なお従前の例による。

(大津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 第5条の規定による改正後の大津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例第6条の規定は、施行日以後の診断書等の交付に係る手数料について適用する。

(大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 第6条の規定による改正後の大津市立公民館の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る会議室等の使用料等について適用し、施行日前の使用の許可に係る会議室等の使用料等については、なお従前の例による。

(大津市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

第8条 第7条の規定による改正後の大津市下水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している下水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である下水道の使用（以下この項において「特定継続排水に係る下水道の使用」という。）にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分（以下この項において「経過措置適用部分」という。）の当該確定した使用料（特定継続排水に係る下水道の使用にあつては、当該確定した使用料のうち経過措置適用部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

2 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

（大津市行政財産使用料条例の一部改正に伴う経過措置）

第9条 第8条の規定による改正後の大津市行政財産使用料条例第5条の2の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（大津市民会館条例の一部改正に伴う経過措置）

第10条 第9条の規定による改正後の大津市民会館条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る大ホール等の施設の利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る大ホール等の施設の利用料金については、なお従前の例による。

（大津市大谷乗馬場条例の一部改正に伴う経過措置）

第11条 第10条の規定による改正後の大津市大谷乗馬場条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

（大津市ガス供給条例の一部改正に伴う経過措置）

第12条 第11条の規定による改正後の大津市ガス供給条例（第3項において「新条例」という。）の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給しているガスの使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に料金又は利用料金の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて料金又は利用料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後であるガスの使用（以下この項において「特定継続供給に係るガスの使用」という。）にあつては、当該

確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金又は利用料金を前回確定日（その直前の料金又は利用料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金又は利用料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分（以下この項において「経過措置適用部分」という。）の当該確定した料金又は利用料金（特定継続供給に係るガスの使用にあつては、当該確定した料金又は利用料金のうち経過措置適用部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

- 2 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。
- 3 第11条の規定による改正前の大津市ガス供給条例（以下この項において「旧条例」という。）第5条第2項から第5項まで、第6条第2項、第7条第2項、第8条第1項、第8条の2第1項、第8条の3第3項及び第11条に規定する工事又は修繕（以下この項において「工事等」という。）のうち、施行日以後に工事等が完成するもの又はガスの供給が開始されるものの使用者の負担金額の算定に当たっては、新条例の規定を適用する。ただし、平成31年4月1日前に契約が成立し、施行日以後に工事等が完成するもの（旧条例第5条第2項から第4項までに規定する工事を除く。）については、旧条例の規定を適用する。この場合において、同月1日以後に契約の変更を行い増額となった契約金額については、新条例の規定を適用する。

（大津市自転車駐車場条例の一部改正に伴う経過措置）

第13条 第12条の規定による改正後の大津市自転車駐車場条例（次項において「新条例」という。）別表の規定は、定期券又は回数駐車券による利用の場合を除き、施行日以後の利用に係る駐車料金について適用する。

- 2 新条例別表の規定は、定期券又は回数駐車券による利用の場合にあつては、施行日以後に交付した定期券又は回数駐車券による利用に係る駐車料金について適用し、施行日前に交付した定期券又は回数駐車券による利用に係る駐車料金については、なお従前の例による。

（大津市漁港等管理条例の一部改正に伴う経過措置）

第14条 第13条の規定による改正後の大津市漁港等管理条例（次項において「新条例」という。）第12条第2項の規定は、施行日以後の占用の許可に係る占用料について適用し、施行日前の占用の許可に係る占用料については、なお従前の例による。

- 2 新条例別表第1項の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（大津市勤労福祉センター条例の一部改正に伴う経過措置）

第15条 第14条の規定による改正後の大津市勤労福祉センター条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大津市立森林キャンプ村条例の一部改正に伴う経過措置)

第16条 第15条の規定による改正後の大津市立森林キャンプ村条例(次項において「新条例」という。)第5条第2項の規定は、施行日以後の利用に係るグラウンドゴルフコースの利用料金について適用する。

2 新条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係るバンガロー等の利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係るバンガロー等の利用料金については、なお従前の例による。

(大津市公設地方卸売市場条例の一部改正に伴う経過措置)

第17条 第16条の規定による改正後の大津市公設地方卸売市場条例(次項及び第3項において「新条例」という。)第56条第1項の規定は、施行日以後の買受けに係る代金について適用する。

2 新条例別表第1の規定は、平成31年10月分以後の市場施設使用料について適用し、同年9月分以前の市場施設使用料については、なお従前の例による。

3 新条例別表第2の規定は、施行日以後の使用の許可に係る会議室使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る会議室使用料については、なお従前の例による。

(大津市総合保健センター条例の一部改正に伴う経過措置)

第18条 第17条の規定による改正後の大津市総合保健センター条例(次項において「新条例」という。)別表第2の規定は、回数券による利用の場合を除き、施行日以後の利用に係る利用料金について適用する。

2 新条例別表第2の規定は、回数券による利用の場合にあつては、施行日以後に交付した回数券による利用に係る利用料金について適用し、施行日前に交付した回数券による利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大津市歴史博物館条例の一部改正に伴う経過措置)

第19条 第18条の規定による改正後の大津市歴史博物館条例(次項及び第3項において「新条例」という。)別表第1の規定は、施行日以後の常設展示の観覧に係る観覧料について適用する。

2 新条例別表第2の規定は、施行日以後の撮影又は使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の撮影又は使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 新条例別表第3の規定は、施行日以後の使用の許可に係る企画展示室の使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る企画展示室の使用料については、なお従前の例による。

(大津市生涯学習センター条例の一部改正に伴う経過措置)

第20条 第19条の規定による改正後の大津市生涯学習センター条例別表第1の規定は、施行日以後の使用の許可に係るホール等の使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係るホール等の使用料については、なお従前の例による。

(大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第21条 第20条の規定による改正後の大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例(次項において「新条例」という。)別表第1の規定は、施行日以後の入園に係る利用料金について適用する。

- 2 新条例別表第2の規定は、施行日以後の使用の許可に係る茶室の利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る茶室の利用料金については、なお従前の例による。

(大津市伊香立環境交流館条例の一部改正に伴う経過措置)

第22条 第21条の規定による改正後の大津市伊香立環境交流館条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大津市北部地域文化センター条例の一部改正に伴う経過措置)

第23条 第22条の規定による改正後の大津市北部地域文化センター条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係るホール等の使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係るホール等の使用料については、なお従前の例による。

(大津市営霊園条例の一部改正に伴う経過措置)

第24条 第23条の規定による改正後の大津市営霊園条例(次項において「新条例」という。)第11条の規定は、平成32年度以後の年度分の管理料について適用し、平成31年度以前の年度分の管理料については、なお従前の例による。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に新条例第7条の墓地の使用許可を受けた者に係る管理料については、新条例の規定を適用する。

(大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第25条 第24条の規定による改正後の大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例別表の規定は、施行日以後に行う廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料に

ついて適用し、施行日前に行った廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に行う廃棄物の収集、運搬及び処分について、施行日前に第24条の規定による改正前の大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例別表(4)の項、(5)の項又は(7)の項に規定する手数料の納付があった場合における必要な経過措置は、規則で定める。

(大津市創作展示館条例の一部改正に伴う経過措置)

第26条 第25条の規定による改正後の大津市創作展示館条例(次項において「新条例」という。)別表第1の規定は、施行日以後の常設展示の観覧に係る観覧料について適用する。

- 2 新条例別表第2の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大津市伝統芸能会館条例の一部改正に伴う経過措置)

第27条 第26条の規定による改正後の大津市伝統芸能会館条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係るホール等の利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係るホール等の利用料金については、なお従前の例による。

(大津市斎場条例の一部改正に伴う経過措置)

第28条 第27条の規定による改正後の大津市斎場条例別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大津市埋蔵文化財調査センター条例の一部改正に伴う経過措置)

第29条 第28条の規定による改正後の大津市埋蔵文化財調査センター条例別表の規定は、施行日以後の撮影又は使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の撮影又は使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第30条 第29条の規定による改正後の道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例第3条第3項から第5項までの規定は、施行日以後に発行する定期駐車券、屋上定期駐車券又は夜間定期駐車券に係る駐車料金について適用する。

(大津市ふれあいプラザ条例の一部改正に伴う経過措置)

第31条 第30条の規定による改正後の大津市ふれあいプラザ条例別表の規定は、施行日以後

の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大津市自動車駐車場条例の一部改正に伴う経過措置)

第32条 第31条の規定による改正後の大津市自動車駐車場条例第3条第4項及び第5項並びに別表の規定は、施行日以後に発行する屋上定期駐車券、夜間定期駐車券又は定期駐車券に係る駐車料金について適用する。

(大津市浜大津公共広場条例の一部改正に伴う経過措置)

第33条 第32条の規定による改正後の大津市浜大津公共広場条例別表の規定は、施行日以後の行為の許可に係る使用料について適用し、施行日前の行為の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大津市スカイプラザ浜大津条例の一部改正に伴う経過措置)

第34条 第33条の規定による改正後の大津市スカイプラザ浜大津条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係るスタジオ等の利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係るスタジオ等の利用料金については、なお従前の例による。

(大津市準用河川占用料条例の一部改正に伴う経過措置)

第35条 第34条の規定による改正後の大津市準用河川占用料条例別表第1から別表第3までの規定は、施行日以後に徴収する施行日以後の期間に係る流水占用料等について適用する。

(大津市スポーツハウス・リバーヒル大石条例の一部改正に伴う経過措置)

第36条 第35条の規定による改正後の大津市スポーツハウス・リバーヒル大石条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大津市滋賀里コミュニティセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

第37条 第36条の規定による改正後の大津市滋賀里コミュニティセンター条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大津市仰木太鼓会館条例の一部改正に伴う経過措置)

第38条 第37条の規定による改正後の大津市仰木太鼓会館条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大津市液化石油ガス供給条例の一部改正に伴う経過措置)

第39条 第38条の規定による改正後の大津市液化石油ガス供給条例（第3項において「新条例」という。）の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給しているガスの使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後であるガスの使用（以下この項において「特定継続供給に係るガスの使用」という。）にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分（以下この項において「経過措置適用部分」という。）の当該確定した料金（特定継続供給に係るガスの使用にあつては、当該確定した料金のうち経過措置適用部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

2 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

3 第38条の規定による改正前の大津市液化石油ガス供給条例（以下この項において「旧条例」という。）第6条第2項、第7条、第8条第2項、第9条第1項、第10条第3項及び第13条に規定する工事又は修繕（以下この項において「工事等」という。）のうち、施行日以後に工事等が完成するもの又はガスの供給が開始されるものの使用者の負担金額の算定に当たっては、新条例の規定を適用する。ただし、平成31年4月1日前に契約が成立し、施行日以後に工事等が完成するもの（旧条例第6条第2項に規定する工事を除く。）については、旧条例の規定を適用する。この場合において、同月1日以後に契約の変更を行い増額となった契約金額については、新条例の規定を適用する。

（大津市子育て総合支援センター条例の一部改正に伴う経過措置）

第40条 第39条の規定による改正後の大津市子育て総合支援センター条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る会議室等の使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る会議室等の使用料については、なお従前の例による。

（大津市市民活動センター条例の一部改正に伴う経過措置）

第41条 第40条の規定による改正後の大津市市民活動センター条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る大会議室、中会議室及び小会議室並びにスモールオフィスの利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る大会議室、中会議室及び小会議室並びにスモールオフィスの利用料金については、なお従前の例による。

（大津市木戸コミュニティセンター条例の一部改正に伴う経過措置）

第42条 第41条の規定による改正後の大津市木戸コミュニティセンター条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大津市温泉保養交流施設条例の一部改正に伴う経過措置)

第43条 第42条の規定による改正後の大津市温泉保養交流施設条例(次項及び第3項において「新条例」という。)別表第1項及び第2項の規定は、回数券による浴場の利用の場合を除き、施行日以後の利用に係る浴場等の利用料金について適用する。

2 新条例別表第1項の規定は、回数券による浴場の利用の場合にあっては、施行日以後に交付した回数券による浴場の利用に係る利用料金について適用し、施行日前に交付した回数券による浴場の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

3 新条例別表第3項及び第4項の規定は、施行日以後の使用の許可に係る屋根付多目的広場等の利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る屋根付多目的広場等の利用料金については、なお従前の例による。

(大津市公共棧橋条例の一部改正に伴う経過措置)

第44条 第43条の規定による改正後の大津市公共棧橋条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大津市和邇文化センター条例の一部改正に伴う経過措置)

第45条 第44条の規定による改正後の大津市和邇文化センター条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係るホール等の使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係るホール等の使用料については、なお従前の例による。

(大津市立野外活動施設条例の一部改正に伴う経過措置)

第46条 第45条の規定による改正後の大津市立野外活動施設条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係るキャンプ場等の利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係るキャンプ場等の利用料金については、なお従前の例による。

(大津市港湾の管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第47条 第46条の規定による改正後の大津市港湾の管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大津市旧大津公会堂条例の一部改正に伴う経過措置)

第48条 第47条の規定による改正後の大津市旧大津公会堂条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大津市ふれあいセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

第49条 第48条の規定による改正後の大津市ふれあいセンター条例第5条第2項及び別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大津市リサイクルセンター木戸設置条例の一部改正に伴う経過措置)

第50条 第49条の規定による改正後の大津市リサイクルセンター木戸設置条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大津市まちなか交流館条例の一部改正に伴う経過措置)

第51条 第50条の規定による改正後の大津市まちなか交流館条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大津市大津祭曳山展示館条例の一部改正に伴う経過措置)

第52条 第51条の規定による改正後の大津市大津祭曳山展示館条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

第53条 第52条の規定による改正後の大津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例附則第2項の規定は、施行日以後に発行する1日駐車券に係る駐車料金について適用する。

議案第20号

大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

平成31年2月15日提出

大津市長 越 直 美

大津市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 大津市手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第18項第2号、第5号、第8号、第10号及び第12号中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同項第19号中「180,000円」の次に「。ただし、建築基準法第48条第16項第1号に該当する場合にあっては110,000円、同項第2号に該当する場合にあっては130,000円とする。」を加え、同項第22号中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同項第51号中「第86条の8第1項」の次に「又は第87条の2第1項」を加え、同項第52号中「第86条の8第3項」の次に「（同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同項中第57号を第59号とし、第53号から第56号までを2号ずつ繰り下げ、第52号の次に次の2号を加える。

(53) 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく興行場等としての使用の許可申請に対する審査 1件につき 120,000円

(54) 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく特別興行場等としての使用の許可申請に対する審査 1件につき 160,000円

第2条 大津市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第18項第56号中「含む。）」の次に「又は台帳に記載した事項に関する証明書」を加え、「470円」を「500円」に改め、同項第57号ア中「470円」を「500円」に改め、同号イ中「940円」を「1,000円」に改め、同項第58号中「470円」を「500円」に改め、同表第19項第2号中「2,720円」を「2,770円」に改め、同

項第4号及び同表第20項第7号から第9号までの規定中「3,490円」を「3,560円」に改め、同表第53項の表中「10,800円」を「11,000円」に、「11,880円」を「12,100円」に、「14,040円」を「14,300円」に、「16,200円」を「16,500円」に改める。

第3条 大津市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第40項第1号中「第4条第3項」を「第4条第2項」に改め、同項第2号中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改める。

附 則

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日のいずれか遅い日から、第2条の規定及び次項の規定は平成31年10月1日から、第3条の規定は平成32年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の大津市手数料条例別表第53項の規定は、同条の規定の施行の日以後に行う動物の死体の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、同日前に行った動物の死体の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第21号

大津市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定について

平成31年2月15日提出

大津市長 越 直 美

大津市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

大津市男女共同参画センター条例（平成17年条例第93号）の一部を次のように改正する。

別表中「190円」を「230円」に、「290円」を「350円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

大津市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について

平成 31 年 2 月 15 日提出

大津市長 越 直 美

大津市民体育館条例の一部を改正する条例

第 1 条 大津市民体育館条例（昭和 54 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 号の表競技場の項を次のように改める。

競技場	午前 9 時から 正午まで		1,230 円	1,850 円	1,850 円	2,780 円
	午後 1 時から 午後 5 時まで		1,650 円	2,470 円	2,470 円	3,710 円
	午後 6 時から 午後 9 時まで		1,230 円	1,850 円	1,850 円	2,780 円
	午前 9 時から 午後 5 時まで		2,680 円	4,120 円	4,020 円	6,180 円
	午後 1 時から 午後 9 時まで		3,090 円	4,330 円	4,640 円	6,490 円
	午前 9 時から 午後 9 時まで		4,120 円	6,180 円	6,180 円	9,280 円

別表第 1 号の表トレーニング室の項中「320 円」を「410 円」に、「480 円」を「610 円」に、「100 円」を「130 円」に、「160 円」を「200 円」に改め、同号の表会議室の項中「320 円」を「410 円」に、「480 円」を「610 円」に改め、別表第 2 号の表競技場の項を次のように改める。

競技場	午前 9 時から 正午まで	1,230 円	1,850 円	1,850 円	2,780 円
	午後 1 時から 午後 5 時まで	1,650 円	2,470 円	2,470 円	3,710 円
	午後 6 時から 午後 9 時まで	1,230 円	1,850 円	1,850 円	2,780 円
	午前 9 時から 午後 5 時まで	2,680 円	4,120 円	4,020 円	6,180 円

	午後 1 時から 午後 9 時まで	3,090 円	4,330 円	4,640 円	6,490 円
	午前 9 時から 午後 9 時まで	4,120 円	6,180 円	6,180 円	9,280 円

別表第 3 号の表競技場の項を次のように改める。

競技場	午前 9 時から 正 午 まで		1,230 円	1,850 円	1,850 円	2,780 円
	午後 1 時から 午後 5 時まで		1,650 円	2,470 円	2,470 円	3,710 円
	午後 6 時から 午後 9 時まで		1,230 円	1,850 円	1,850 円	2,780 円
	午前 9 時から 午後 5 時まで		2,680 円	4,120 円	4,020 円	6,180 円
	午後 1 時から 午後 9 時まで		3,090 円	4,330 円	4,640 円	6,490 円
	午前 9 時から 午後 9 時まで		4,120 円	6,180 円	6,180 円	9,280 円

別表第 3 号の表会議室の項中「320 円」を「410 円」に、「480 円」を「610 円」に改め、別表第 4 号の表競技場の項を次のように改める。

競技場	午前 9 時から 正 午 まで	660 円	990 円	990 円	1,480 円
	午後 1 時から 午後 5 時まで	880 円	1,320 円	1,320 円	1,980 円
	午後 6 時から 午後 9 時まで	660 円	990 円	990 円	1,480 円
	午前 9 時から 午後 5 時まで	1,430 円	2,200 円	2,140 円	3,300 円
	午後 1 時から 午後 9 時まで	1,650 円	2,310 円	2,470 円	3,460 円
	午前 9 時から 午後 9 時まで	2,200 円	3,300 円	3,300 円	4,950 円

第 2 条 大津市民体育館条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 号の表競技場の項を次のように改める。

競技場	午前 9 時から 正 午 まで		1,480 円	2,220 円	2,220 円	3,340 円
	午後 1 時から 午後 5 時まで		1,980 円	2,970 円	2,970 円	4,450 円
	午後 6 時から 午後 9 時まで		1,480 円	2,220 円	2,220 円	3,340 円
	午前 9 時から 午後 5 時まで		3,210 円	4,950 円	4,820 円	7,420 円
	午後 1 時から 午後 9 時まで		3,710 円	5,190 円	5,560 円	7,790 円
	午前 9 時から 午後 9 時まで		4,950 円	7,420 円	7,420 円	11,130 円

別表第 1 号の表トレーニング室の項中「410 円」を「490 円」に、「610 円」を

「740円」に、「130円」を「160円」に、「200円」を「240円」に改め、同号の表会議室の項中「410円」を「490円」に、「610円」を「740円」に改め、別表第2号の表競技場の項を次のように改める。

競技場	午前9時から 正午まで	1,480円	2,220円	2,220円	3,340円
	午後1時から 午後5時まで	1,980円	2,970円	2,970円	4,450円
	午後6時から 午後9時まで	1,480円	2,220円	2,220円	3,340円
	午前9時から 午後5時まで	3,210円	4,950円	4,820円	7,420円
	午後1時から 午後9時まで	3,710円	5,190円	5,560円	7,790円
	午前9時から 午後9時まで	4,950円	7,420円	7,420円	11,130円

別表第3号の表競技場の項を次のように改める。

競技場	午前9時から 正午まで	/	1,480円	2,220円	2,220円	3,340円
	午後1時から 午後5時まで		1,980円	2,970円	2,970円	4,450円
	午後6時から 午後9時まで		1,480円	2,220円	2,220円	3,340円
	午前9時から 午後5時まで		3,210円	4,950円	4,820円	7,420円
	午後1時から 午後9時まで		3,710円	5,190円	5,560円	7,790円
	午前9時から 午後9時まで		4,950円	7,420円	7,420円	11,130円

別表第3号の表会議室の項中「410円」を「490円」に、「610円」を「740円」に改める。

附 則

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第3項の規定は、平成33年10月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の大津市民体育館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 第2条の規定による改正後の大津市民体育館条例別表の規定は、附則第1項ただし書に規定する日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

大津市市民格技場条例の一部を改正する条例の制定について

平成31年2月15日提出

大津市長 越 直 美

大津市市民格技場条例の一部を改正する条例

第1条 大津市市民格技場条例（昭和61年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 格技場の使用の許可を受けることができる時間は、午前9時から午後9時までとし、毎時0分から始まる1時間を単位とする時間帯について許可を受けるものとする。

第4条を次のように改める。

（使用料）

第4条 使用者は、使用の許可の際に、1時間につき、200円（市内に住所を有しない者にあっては、310円）の使用料を納付しなければならない。

別表を削る。

第2条 大津市市民格技場条例の一部を次のように改正する。

第4条中「200円」を「240円」に、「310円」を「370円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第3項の規定は、平成33年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大津市市民格技場条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の大津市市民格技場条例第4条の規定は、附則第1項ただし書に

規定する日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

大津市市民運動広場条例の一部を改正する条例の制定について

平成31年2月15日提出

大津市長 越 直 美

大津市市民運動広場条例の一部を改正する条例

第1条 大津市市民運動広場条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「840円」を「1,060円」に、「3,350円」を「4,270円」に、「630円」を「770円」に、「2,510円」を「3,110円」に、「1,670円」を「1,700円」に、「830円」を「850円」に改める。

別表第3中「480円」を「610円」に、「970円」を「1,230円」に、「720円」を「920円」に、「1,440円」を「1,840円」に、「320円」を「410円」に、「160円」を「200円」に、「240円」を「310円」に改める。

第2条 大津市市民運動広場条例の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,060円」を「1,280円」に、「4,270円」を「5,120円」に改める。

別表第3和邇市民運動広場のテニスコートの項中「610円」を「720円」に、「1,230円」を「1,450円」に、「920円」を「1,090円」に、「1,840円」を「2,180円」に改め、同表田上市民運動広場の集会室の項中「410円」を「490円」に、「610円」を「740円」に改め、同表田上市民運動広場の会議室の項中「200円」を「240円」に、「310円」を「370円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第3項の規定は、平成33年10月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の大津市市民運動広場条例別表第2及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の大津市市民運動広場条例別表第2及び別表第3の規定は、附則第1項ただし書に規定する日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

大津市市民プール条例の一部を改正する条例の制定について

平成31年2月15日提出

大津市長 越 直 美

大津市市民プール条例の一部を改正する条例

第1条 大津市市民プール条例（昭和50年条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「100分の108」を「100分の110」に、「200円」を「250円」に、「2,000円」を「2,500円」に、「300円」を「370円」に、「3,000円」を「3,700円」に改める。

別表第2中「100分の108」を「100分の110」に、「200円」を「250円」に、「2,000円」を「2,500円」に、「300円」を「370円」に、「3,000円」を「3,700円」に、「400円」を「500円」に、「4,000円」を「5,000円」に、「600円」を「750円」に、「6,000円」を「7,500円」に改める。

第2条 大津市市民プール条例の一部を次のように改正する。

別表第1中「250円」を「300円」に、「2,500円」を「3,000円」に、「370円」を「450円」に、「3,700円」を「4,500円」に改める。

別表第2中「250円」を「300円」に、「2,500円」を「3,000円」に、「370円」を「450円」に、「3,700円」を「4,500円」に、「500円」を「600円」に、「5,000円」を「6,000円」に、「750円」を「900円」に、「7,500円」を「9,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定並びに附則第4項及び第5項の規定は、平成34年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の大津市市民プール条例（次項において「平成31年新条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、回数券による使用の場合を除き、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後の使用の許可に係る利用料金又は使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金又は使用料については、なお従前の例による。
- 3 平成31年新条例別表第1及び別表第2の規定は、回数券による使用の場合にあつては、施行日以後に交付した回数券による使用に係る利用料金又は使用料について適用し、施行日前に交付した回数券による使用に係る利用料金又は使用料については、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定による改正後の大津市市民プール条例（次項において「平成34年新条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、回数券による使用の場合を除き、附則第1項ただし書に規定する日（以下この項及び次項において「一部施行日」という。）以後の使用の許可に係る利用料金又は使用料について適用し、一部施行日前の使用の許可に係る利用料金又は使用料については、なお従前の例による。
- 5 平成34年新条例別表第1及び別表第2の規定は、回数券による使用の場合にあつては、一部施行日以後に交付した回数券による使用に係る利用料金又は使用料について適用し、一部施行日前に交付した回数券による使用に係る利用料金又は使用料については、なお従前の例による。

議案第26号

大津市仰木ふれあい広場条例の一部を改正する条例の制定について

平成31年2月15日提出

大津市長 越 直 美

大津市仰木ふれあい広場条例の一部を改正する条例

大津市仰木ふれあい広場条例（平成15年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「1時間当たり390円の」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 使用料の額は、1時間当たり、大津市行政財産使用料条例（昭和46年条例第1号）第4条の規定の例により算出した額を365で除し、更に24で除した額に100分の110を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第27号

大津市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

平成31年2月15日提出

大津市長 越 直 美

大津市個人情報保護条例の一部を改正する条例

大津市個人情報保護条例（平成16年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「又は」を削り、「行わせるとき」の次に「、又は公共施設等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第1項に規定する公共施設等をいう。以下同じ。）の運営等（同条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。）を公共施設等運営権者（同法第9条第4号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）に行わせるとき」を加え、同条第2項中「又は指定管理者」を「、指定管理者又は公共施設等運営権者」に、「又は公の施設の管理業務」を「、公の施設の管理業務又は公共施設等の運営等の業務（以下「受託業務等」という。）」に、「き損」を「毀損」に改め、同条第3項中「前項の受託業務又は公の施設の管理業務」を「受託業務等」に改める。

第53条中「第11条第2項の受託業務若しくは公の施設の管理業務」を「受託業務等」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第28号

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成31年2月15日提出

大津市長 越 直 美

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第29号

大津市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成31年2月15日提出

大津市長 越 直 美

大津市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第30号

大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成31年2月15日提出

大津市長 越 直 美

大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例（平成27年条例第80号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

区分	賃金の上限額
事務補助員	日額6,870円又は1時間につき890円
警備員	1時間につき 890円
やまびこ総合支援センターに勤務する看護師	日額 9,200円
自動車運転士	日額 7,070円
保育士	日額 8,990円
保育園保健担当職員	日額 9,430円
用務員	日額6,870円又は1時間につき890円
調理員	日額 6,870円
児童厚生員	日額 7,680円
児童クラブ指導員	日額 8,200円
介護福祉士	日額 8,490円
食品衛生監視員	日額 9,000円

獣医師	日額 9,650円
保健師	日額 9,430円
助産師	日額 9,430円
看護師（やまびこ総合支援センターに勤務する者を除く。）	日額 9,020円
准看護師	日額 8,490円
管理栄養士	日額 9,020円
栄養士	日額 7,680円
歯科衛生士	日額 7,580円
はり師・きゅう師	日額 7,680円
発達相談員	日額 10,330円
施設管理技術員	日額 9,020円
環境整備員	日額 8,890円
建築技術補助員	日額 9,020円
会計事務補助員	日額 7,680円
スクールサポートスタッフ	1時間につき 890円
学校生活支援員	1時間につき 1,040円
医療的ケア支援員	1時間につき 1,560円
部活動指導員	1時間につき 1,600円
学校図書館司書	1時間につき 1,040円
臨時養護教諭	日額 9,020円
子育て支援指導員	日額8,060円又は1時間につき 1,040円
森林環境学習指導員	日額 7,680円
指導主事	日額8,890円又は1時間につき 1,150円
文化財発掘調査補助員	日額 7,170円
文化財発掘作業員	日額 6,860円
文化財整理補助員	日額 6,340円
市立幼稚園に勤務する臨時講師	月額241,000円又は1時間につき 1,170円
市立小学校、中学校等に勤務する臨時講師	月額268,000円又は1時間につき 2,750円
幼稚園養護職員	1時間につき 1,200円

別表第2期末手当の項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改め、同表勤勉手当の項中「6月又は12月に支給する場合には、」を削り、「100分の90」を「100分の92.5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る賃金について適用し、同日前の勤務に係る賃金については、なお従前の例による。

議案第31号

大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成31年2月15日提出

大津市長 越 直 美

大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

大津市嘱託職員の報酬等に関する条例（平成27年条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分	報酬の上限額
技能・経験職の嘱託員	月額 175,100円
大津市退職職員の嘱託員	月額 237,400円
CIO補佐官	月額 541,000円
警察機関連携嘱託員	月額 297,500円
専門的分野のアドバイザー（この表に別段の定めがある者を除く。）	日額 28,000円
車両総括管理者	月額 267,500円
弁護士	月額 540,000円
行政不服審査の審理員	審理1件につき 150,000円
いじめ対策相談調査専門員（弁護士である者を除く。）	月額 333,000円
消費生活相談員	月額 190,700円
障害認定審査会内容点検業務嘱託員	月額 175,400円
障害福祉窓口業務嘱託員	月額 175,400円
障害者虐待対応嘱託員	月額 198,400円

手話通訳者	月額 175,400円
障害児相談支援員	月額 190,700円
嘱託医	月額760,000円又は日額22,000円
発達相談員	月額 199,400円
地域型保育支援員	月額 199,400円
保育園保健担当嘱託員	月額190,700円又は1時間につき1,220円
幼児教育相談員	月額 188,400円
バス運転士	月額115,900円又は出勤1回につき9,170円
保育アドバイザー	月額 175,400円
家庭相談スーパーバイザー	月額 199,400円
家庭児童相談員（児童虐待対応の業務の嘱託を受けた者に限る。）	月額 198,400円
家庭児童相談員（児童虐待対応の業務の嘱託を受けた者を除く。）	月額 190,700円
母子自立支援員	月額 190,700円
女性相談員	月額 198,400円
児童厚生員	月額 175,400円
子育て支援員	月額 184,000円
児童クラブ指導員	月額 244,600円
介護支援専門員	月額 198,400円
介護認定調査員	月額 190,700円
介護認定審査会事務局嘱託員	月額 184,000円
介護認定審査会内容点検業務嘱託員	月額 175,400円
保健所に勤務する臨床心理士	出勤1回につき 13,200円
保健所に勤務する臨床検査技師	出勤1回につき 8,400円
保健所カウンセラー	出勤1回につき 8,800円
獣医師	月額 218,300円
保健師	月額 190,700円
助産師（感染症相談業務の嘱託を受けた者に限る。）	出勤1回につき 8,500円
助産師（感染症相談業務の嘱託を受けた者を除く。）	月額 190,700円
看護師（感染症検査業務の嘱託を受けた者に限る。）	出勤1回につき 5,436円

看護師（感染症検査業務の嘱託を受けた者を除く。）	月額 184,000円
管理栄養士	月額 190,100円
栄養士	月額 175,700円
歯科衛生士	月額 175,400円
診療放射線技師	月額 190,100円
理学療法士	月額 190,100円
作業療法士	月額 190,100円
言語相談員	月額 198,500円
産業化支援統括コーディネーター	月額 380,000円
国際交流員	月額 330,000円
有害鳥獣駆除作業員	月額 189,700円
鳥獣害対策実施隊員	出動1回につき 3,000円
早朝せり監視員	月額 176,200円
不法投棄対策監	月額 198,000円
建築確認構造審査業務嘱託員	出動1回につき 24,000円
いじめ対策等業務嘱託員	月額 182,400円
ことばの教室指導員	月額 198,500円
教育相談センター教育相談員・指導員	月額 188,400円
教育相談センター特別支援教育指導員	月額 188,400円
特別心理相談員	日額 20,000円
教育相談センタースーパーバイザー	1時間につき 5,500円
特別教育相談員	1時間につき 5,500円
特別支援教育相談員	1時間につき 5,500円
外国語教育政策アドバイザー	月額484,000円又は日額 28,000円
教育センターシステム管理員	月額 160,500円
ICT活用指導員	月額 150,800円
若手教員育成指導員	月額 150,800円
葛川少年自然の家指定医	出動1回につき 15,000円
生涯学習専門員	月額 175,100円
社会教育指導員	月額 150,800円

科学館運營業務嘱託員	月額 160,500円
図書館司書	月額 175,400円
文化財調査員・学芸員	月額 175,400円
青少年健全育成非行防止相談員	月額 160,500円
学校支援アドバイザー	月額 150,800円
小中学校養護教諭	月額 170,200円
幼稚園養護職員	月額 188,400円
その他職務上資格の必要な嘱託員	月額 175,400円

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る報酬について適用し、同日前の勤務に係る報酬については、なお従前の例による。

議案第 32 号

大津市名誉市民顕彰基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成 31 年 2 月 15 日提出

大津市長 越 直 美

大津市名誉市民顕彰基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例

大津市名誉市民顕彰基金の設置、管理および処分に関する条例（昭和 39 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大津市名誉市民顕彰基金条例

第 2 条中「毎年度」を削り、「180,000 円以上」を「一般会計歳入歳出予算で定める額」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 33 号

大津市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について

平成 31 年 2 月 15 日提出

大津市長 越 直 美

大津市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例

大津市国民健康保険財政調整基金条例(平成 3 年条例第 45 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の規定による前期高齢者納付金等若しくは後期高齢者支援金等若しくは介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定による納付金」を「若しくは国民健康保険事業費納付金」に、「うめる」を「埋める」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第34号

大津市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について

平成31年2月15日提出

大津市長 越 直 美

大津市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例

大津市国民健康保険高額療養費貸付基金条例（平成元年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「25,000,000円」を「10,000,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第35号

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

平成31年2月15日提出

大津市長 越 直 美

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第26条第3項中「した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

第28条第1号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長」を「都道府県知事」に改め、「者」の次に「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第28条第1号の改正規定（「地方厚生局長又は地方厚生支局長」を「都道府県知事」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

議案第36号

大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

平成31年2月15日提出

大津市長 越 直 美

大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門
職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 37 号

大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

平成 31 年 2 月 15 日提出

大津市長 越 直 美

大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 30 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条第 3 項中「別表第 1 の 3」の次に「、臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和 33 年厚生省令第 24 号）第 12 条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 18 年厚生労働省令第 75 号）附則第 2 条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（以下この項において「旧令」という。）第 12 条」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、医療法施行規則第 9 条の 8 第 1 項中「法第 15 条の 3 第 1 項第 2 号の病院、診療所又は前条の施設（施設告示第 4 号に定める施設を除く。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「病院若しくは診療所又は臨床検査技師等に関する法律第 20 条の 3 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和 56 年厚生省告示第 17 号。次項において「施設告示」という。）に定める施設（第 4 号に掲げる施設を除く。）における検体検査の業務（大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「介護医療院基準条例」という。）第 33 条第 3 項第 1 号の規定による検体検査の業務をいう。次項において同じ。）の適正な実施に必要なものの基準」と、同条第 2 項中「法第 15 条の 3 第 1 項第 2 号の前条の施設（施設告示第 4 号に定める施設に限る。）にお

ける厚生労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第4号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、同令第9条の9第1項中「法第15条の3第2項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「介護医療院基準条例第33条第3項第2号の規定による医療機器又は医学的処置」と、同令第9条の12中「法第15条の3第2項の規定による第9条の8の2に定める医療機器」とあるのは「介護医療院基準条例第33条第3項第3号の規定による医薬品医療機器等法第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器」と、同令第9条の13中「法第15条の3第2項の規定による医療」とあるのは「介護医療院基準条例第33条第3項第4号の規定による医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、旧令第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 38 号

大津市立老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定について

平成 31 年 2 月 15 日提出

大津市長 越 直 美

大津市立老人憩の家条例の一部を改正する条例

大津市立老人憩の家条例（昭和 57 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表大津市立膳所老人憩の家の項を削る。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

大津市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

平成31年2月15日提出

大津市長 越 直 美

大津市企業立地促進条例の一部を改正する条例

大津市企業立地促進条例（平成18年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (3) インキュベーション施設 公共的団体等が設置し、又は大学敷地に設置された貸研究室機能を主体とした企業育成施設をいう。

第2条第4号から第9号までを削る。

第3条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (3) インキュベーション施設発立地促進助成金 インキュベーション施設から移転して本市の区域内に事業所を賃借しようとする事業者に対して、当該事業所の賃借料の一部を助成するもの

第3条第5号を削る。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を削る。

第10条第1項中「、第6条第1項」を「、第5条第1項」に改め、同項第1号中「第6条第2項」を「第5条第2項」に改め、同項第2号中「第6条第3項」を「第5条第3項」に改め、同項第3号及び第5号中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条第2項中「第8条第1項」を「前条第1項」に、「第6条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条第3項中「、重点区域企業立地促進助成金」を削り、「5年（大規模工場等建設助成金又は工場等建設助成金にあつ

ては、4年)」を「4年」に、「第8条第1項」を「前条第1項」に改め、同条第4項中「第8条第1項」を「前条第1項」に、「第8条第2項」を「前条第2項」に改め、同条第5項中「第8条第1項」を「前条第1項」に改め、同条を第8条とし、第11条を第9条とし、第12条を第10条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の大津市企業立地促進条例第3条第1号の重点区域企業立地促進助成金、同条第2号の大学インキュベーション施設発立地促進助成金又は同条第5号の公的インキュベーション施設発立地促進助成金に係る同条例第6条第1項の認定を受けた事業者に係るこれらの助成金については、なお従前の例による。

議案第40号

大津市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

平成31年2月15日提出

大津市長 越 直 美

大津市都市公園条例の一部を改正する条例

大津市都市公園条例（昭和40年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1雄琴臨水公園の項の次に次のように加える。

近江神宮外苑公園	芝生グラウンド 駐車場
----------	----------------

別表第2第5項の表駐車場の項中「駐車場」の次に「（近江神宮外苑公園の駐車場を除く。）」を加え、別表第2第5項の表駐車場（近江神宮外苑公園の駐車場を除く。）の項の次に次のように加える。

駐車場（近江神宮外苑公園の駐車場に限る。）	駐車開始から1時間を経過した後の 駐車時間1時間までごとに	200円
-----------------------	----------------------------------	------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の大津市都市公園条例別表第1に規定する近江神宮外苑公園の指定管理者の指定の手続その他の行為及び指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第 4 1 号

大津市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について

平成 3 1 年 2 月 1 5 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市建築基準条例の一部を改正する条例

大津市建築基準条例（平成 1 2 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 5 条の見出し中「仮設興行場等」の次に「、興行場等及び特別興行場等」を加え、同条中「仮設興行場等」の次に「、法第 8 7 条の 3 第 5 項の規定による許可を受けた興行場等及び同条第 6 項の規定による許可を受けた特別興行場等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 6 7 号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第42号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成31年2月15日提出

大津市長 越 直 美

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「入居者に」を「入居者（以下この項において「該当者」という。）に」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、該当者の数が割り当てをした地域特別賃貸住宅又は特定公共賃貸住宅の戸数を超えるときは、公開抽選によって入居者を選考する。

第7条第4項を削る。

第8条第1項中「、入居者選考委員会の意見を聞いて」を削り、同条第2項中「第11条第4項」を「第10条第4項」に改め、同条第3項中「第11条」を「第10条」に、「手続き」を「手続」に改める。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

第11条の見出し並びに同条第2項、第4項及び第5項中「手続き」を「手続」に改め、同条を第10条とし、第11条の2を第11条とする。

第13条第4項中「第10条ただし書」を「第9条ただし書」に改める。

第17条第1項中「第11条第5項」を「第10条第5項」に改め、同条第5項中「手続き」を「手続」に改める。

第36条第1項第3号中「き損」を「毀損」に改め、同項第6号中「第11条の2第1項」を「第11条第1項」に改める。

第40条中「第17条中「第11条第5項」を「第17条第1項中「第10条第5項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

2 大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例（平成24年条例第61号）

の一部を次のように改正する。

第9条中「第11条の2」を「第11条」に改める。

議案第43号

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

平成31年2月15日提出

大津市長 越 直 美

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第38号）
の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「規定による認可を受けた」を「事業計画に定める」に改め、同項第2
号中「328, 800人」を「329, 400人」に改め、同項第3号中「210, 500立方
メートル」を「210, 700立方メートル」に改める。

第4条の3を次のように改める。

第4条の3 前2条に定めるもののほか、ガス特定運営事業等に係る公共施設等運営権者の行う
業務の実績について客観的かつ公平な検証等を行わせるため、大津市ガス特定運営事業等検証
委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員3人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから、公営企業管理者が委嘱する。
- 4 委員に対する報酬及び費用弁償については、前条第4項及び第5項の規定を準用する。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織、運営その他必要な事項は、公営企業管理者が別
に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の3の改正規定は、平成31年4月1日
から施行する。

議案第44号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月15日提出

大津市長 越 直 美

- 1 無償譲渡をする財産 建物及び工作物（石山公園入口公衆便所）
所 在 大津市石山寺字寺津一丁目576番地3
構 造 コンクリートブロック造スレートぶき平家建
面 積 延床面積 7.92平方メートル
- 2 無償譲渡の相手方 大津市石山寺三丁目2番28号
一般社団法人石山観光協会

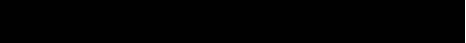

議案第45号

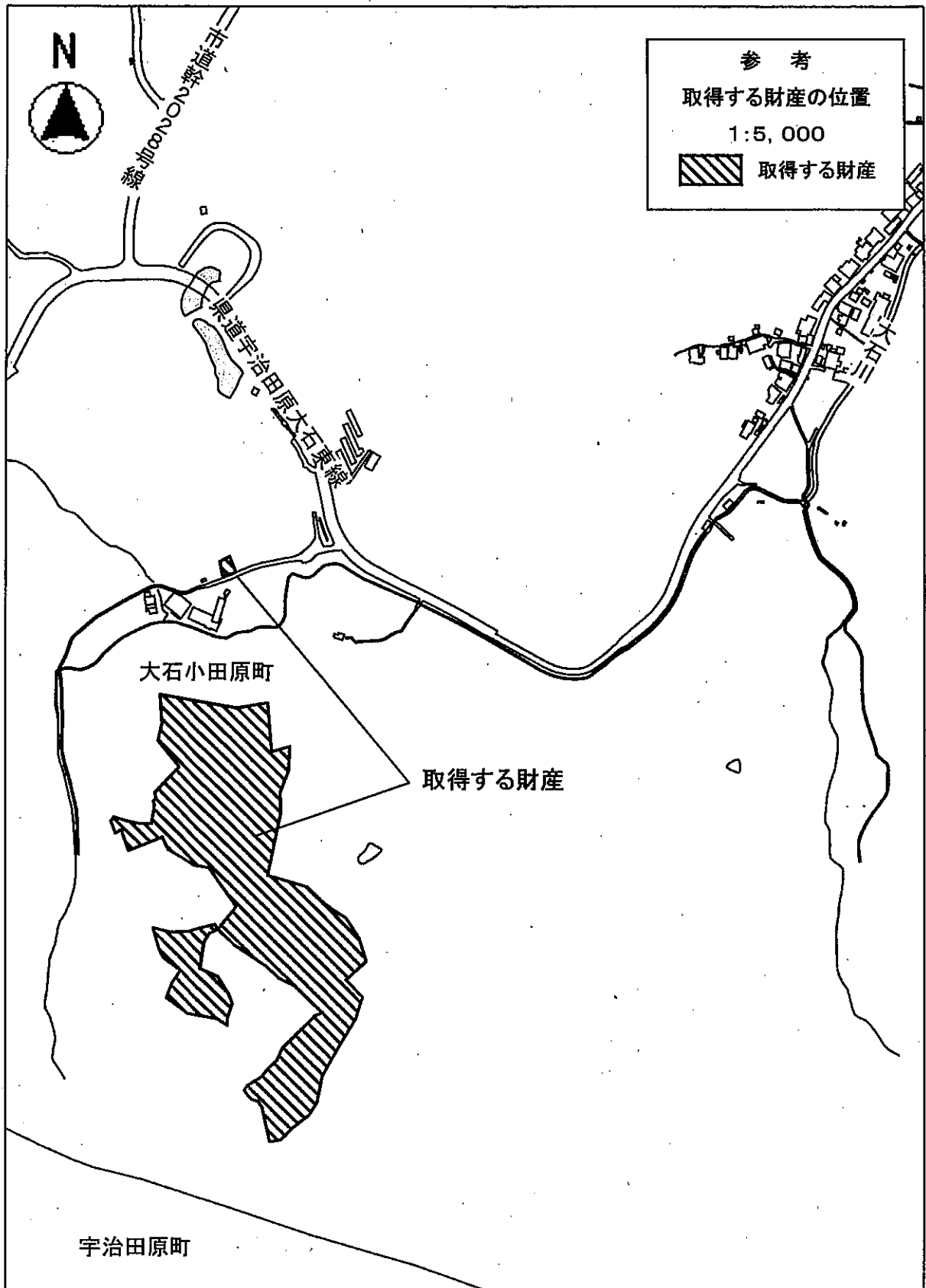
財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月15日提出

大津市長 越 直 美

- 1 取得する目的 市道幹2028号線道路改良事業用地
- 2 取得する財産 土地
所 在 大津市大石小田原町字青木ケ谷380番1の一部、382番、383番、384番、同番1、385番の一部及び386番の一部、同町字中田向399番1、同町字小坂本嶮岨410番1の一部、同町字小坂本411番の一部及び423番の一部並びに同町字中田497番1
面 積 31,896.57平方メートル
- 3 取得する価格 98,537,790円
- 4 取得する相手方 




議案第47号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結することについて、同法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月15日提出

大津市長 越 直 美

- 1 契約金額 12,600,000円を上限とする額
- 2 契約期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 3 契約の相手方 京都府京田辺市松井ヶ丘三丁目23番地3
公認会計士 吉田 享司

議案第48号

町の区域の変更及び字の廃止について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定に基づく大津湖南都市計画事業堅田駅西口土地区画整理事業に係る同法第103条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から、次のとおり町の区域を変更し、及び当該町の区域に係る字を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月15日提出

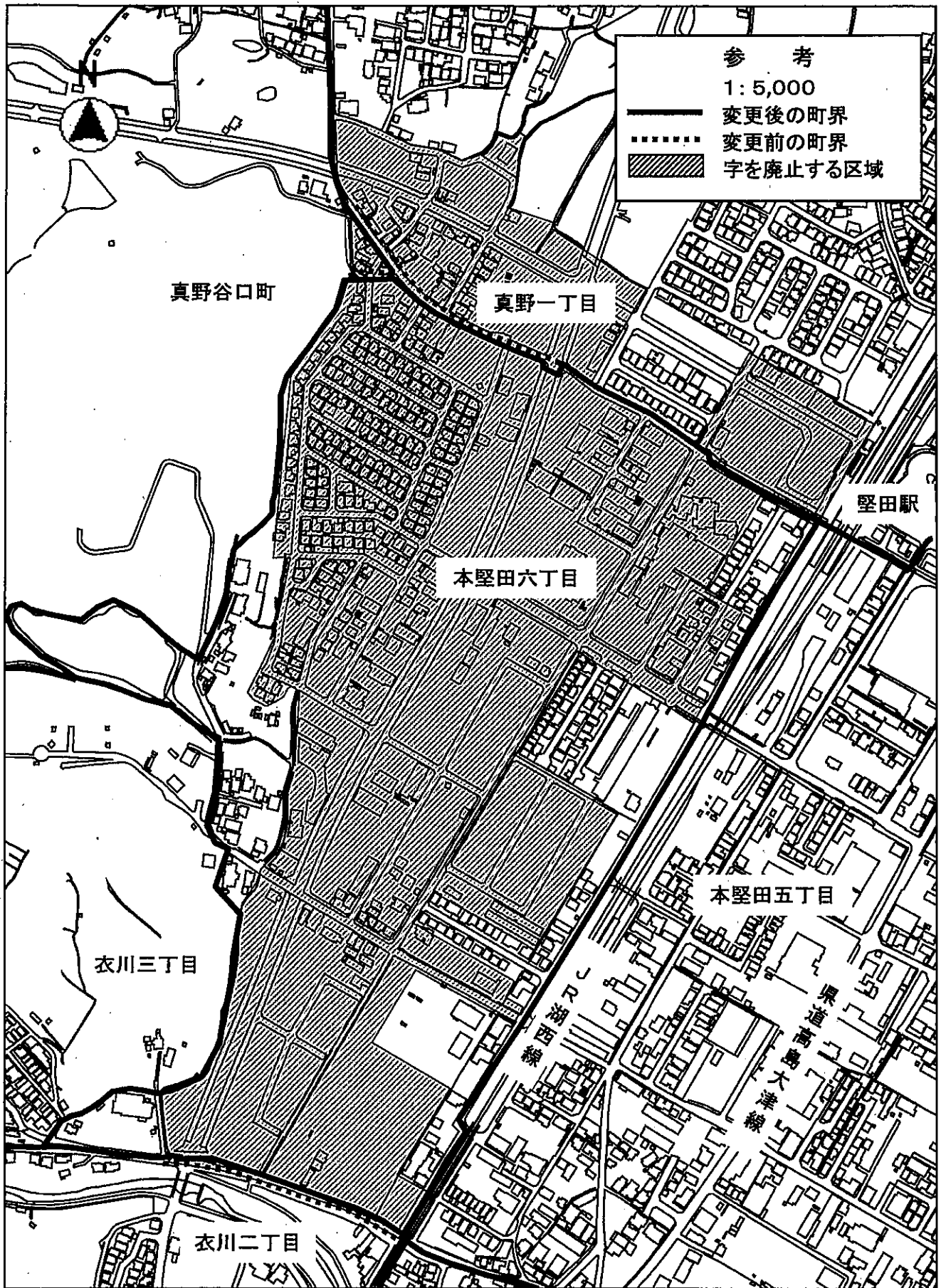
大津市長 越 直 美

変更前			変更後
町	字	地番	町
真野一丁目	甲田	8の2から8の6まで、10の1、11の1、12の1、12の2、13の1、13の3、14の1、14の3、14の4、15の1から15の4まで、16の1、16の5から16の9まで、19の1から19の5まで、20の1から20の7まで、21の4から21の7まで、21の12、21の13	真野一丁目
	椿	272の1、272の3から272の7まで、273から283まで、284の1、284の2、285	
	南谷口	306、307、308の1から308の4まで、309、310の1から310の11まで、311、312の1から312の3まで、313の1から313の5まで、313の7から313の9まで、313の11、316の1から316の5まで、317の1、317の2、318、319の1、319の7、319の8、2286の1、2286の2	
	上ノ海道	320の1、320の2、321、322、	

		322の1、323、324の1、324の3から324の5まで、325の1、325の2、326の1、326の2、327から329まで、330の1から330の8まで、331の1、331の2、332の2	
真野谷口町	南谷口	314の2の一部、314の4から314の6までの各一部、315の2から315の6までの各一部、315の7	
本堅田六丁目	御宿	1の13から1の16までの各一部、3の2の一部、3の3の一部、3の5の一部、2171の1の一部	
	桜	2170の一部、2170の1の一部、2170の5の一部	
真野谷口町	南谷口	314、314の2の一部、314の4から314の6までの各一部、314の7から314の13まで、315の2から315の6までの各一部	真野谷口町
本堅田六丁目	御宿	1の13の一部	
本堅田五丁目	日出	2119の5	本堅田六丁目
	豊国	2329の6	
本堅田六丁目	御宿	1の1から1の3まで、1の6、1の10から1の12まで、1の13から1の16までの各一部、1の17から1の132まで、3の1、3の2の一部、3の3の一部、3の5の一部、2171、2171の1の一部、2171の2、2172の2、2173の2	
	日出	2102の17、2118の3、2119の3、2120の1から2120の3まで、2121、2121の2、2122の1、2122の2、2123の1、2123の2、2124の1から2124の4まで、2125の1から2125の3まで、2126の1、2126の2、2127の1、2127の2、2128の1から2128の5まで、2129の1、2129の3、2129の4、2130の2、2130の3、2131の2、2131の3、2132の2から2132の5まで、2133の3、2134の3、2135の3、2136の3、2137の1、2137の3から2137の5まで	
	桜	2138、2138の1から2138の3まで、2139、2139の1、2140から2143まで、2144の1、2144の2、2145、2146、2147の1から2147の3まで、2148の1、2148の2、2149の1、2149の2、2150の1、2150の2、	

	<p>2151の2、2152の2、2153の2、 2154の2、2155の2、2156の1、 2156の2、2157の1、2157の2、 2158の1、2158の2、2159の1、 2159の2、2160の1、2160の2、 2161の1、2161の2、2162、 2162の1、2162の2、2162の4から 2162の29まで、2163の2、2164の 1から2164の7まで、2165の1から 2165の3まで、2166の1、2166の2、 2167、2168の1、2168の2、 2169の1、2169の2、2170の一部、 2170の1の一部、2170の2、2170の 3、2170の5の一部、2244の2</p>
山手	<p>2209、2209の1、2209の2、 2209の11から2209の42まで、 2210の1、2210の2、2211の1、 2211の2、2212の1、2212の2、 2213、2213の1、2213の3から 2213の11まで、2215の5</p>
室	<p>2209の3、2209の43から2209の 49まで、2229の1から2229の8まで、 2230、2231、2232の1から2232 の4まで、2233、2234、2235の1、 2235の2、2236の1、2236の2、 2237の1、2237の2、2238、 2239の1から2239の9まで、2241の 1から2241の10まで、2242の1、 2242の2、2243の2、2244の1、 2244の3、2244の4、2245の1から 2245の4まで、2246の1から2246の 3まで、2247の1から2247の3まで、 2248の1から2248の3まで、2249、 2249の1、2249の3、2250、 2250の1、2251、2252、2252の 1、2253の1、2253の2、2254から 2257まで、2258の1から2258の3ま で、2259、2260、2260の1から 2260の3まで、2261、2262の1、 2262の2、2263の1から2263の7ま で、2264の1、2264の2、2265、 2266の1、2266の2、2267の1、 2267の2、2268の1から2268の4ま で、2269の1から2269の7まで、 2270の1から2270の5まで、2271の 1から2271の3まで、2272の1、 2272の2、2273の1、2273の2、 2274の1から2274の3まで</p>
豊国	<p>2275の2から2275の9まで、2279の 1、2279の2、2280の1から2280の</p>

		4まで、2281の1、2281の2、2282、2283の1、2283の2、2284から2292まで、2292の1、2292の2、2293の2、2293の47、2316の2、2329の2、2329の7	
	蔵所	2342の8、2347の1の一部、2348の1の一部、2349の一部、2349の3、2350の1の一部、2351の1の一部、2351の3の一部、2352の一部、2352の1、2352の2の一部、2353の1の一部、2354の一部、2354の1、2354の2の一部、2355、2356、2357の1から2357の9まで、2358から2361まで、2362の2、2363の2、2363の3	
	鳥井前	2367の1から2367の20まで、2368、2368の3、2369の1、2369の2、2370の1から2370の7まで、2371から2373まで、2374の1、2374の2、2375、2376、2377の1から2377の4まで、2378から2380まで、2380の1、2381の1、2381の2の一部、2381の3、2382の一部、2382の6の一部	
本堅田五丁目	蔵所	2343の2	衣川二丁目
本堅田六丁目	蔵所	2347の1の一部、2348の1の一部、2349の一部、2349の2、2350の1の一部、2351の1の一部、2351の3の一部、2352の一部、2352の2の一部、2353の1の一部、2354の一部、2354の2の一部	
	鳥井前	2381の2の一部、2382の一部、2382の6の一部、2382の7、2382の8	
衣川二丁目	蔵所	2350の2、2351の2、2352の3、2352の4、2353の2、2354の3	
	鳥井前	2382の3、2382の5	
上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である市有地の一部については、変更後の区域に編入する。			



参 考
 1:5,000
 ———— 変更後の町界
 変更前の町界
 [Hatched Box] 字を廃止する区域

真野谷口町

真野一丁目

本堅田六丁目

堅田駅

本堅田五丁目

衣川三丁目

衣川二丁目

議案第49号

事業契約の変更について

平成28年12月21日に市議会の議決（議案第228号）を経て新富士見PFI株式会社との間に締結した新富士見市民温水プール整備・運営事業に係る事業契約の一部を次のとおり変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月15日提出

大津市長 越 直 美

1. 変更する事項

契約金額

「2,154,837,113円」を「2,167,850,341円」に変更する。

2. 変更する理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、当該改定による引上げ分の税率に対応する額を増額する必要が生じたため

議案第50号

事業契約の変更について

平成29年10月24日に市議会の議決（議案第131号）を経て大津学校給食PFI株式会社との間に締結した大津市東部学校給食共同調理場整備・運営事業に係る事業契約の一部を次のとおり変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月15日提出

大津市長 越 直 美

1 変更する事項

契約金額

「16,056,532,686円」を「16,268,919,208円」に変更する。

2 変更する理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、施設の維持管理費及び運営費に関し、当該改定による引上げ分の税率に対応する額を増額する必要が生じたため